

蒲郡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、蒲郡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、蒲郡市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第7条 委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署に所属する職員のうちから、当該課等の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する者をもって構成する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、基本計画の策定が完成する日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

1	教育委員会	教育政策課
2		学校教育課
3		学校給食課
4		生涯学習課
5		スポーツ推進課
6		博物館
7	企画部	企画政策課
8	健康福祉部	子育て支援課